

## 水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（公設地方卸売市場）仕様書

### 1 業務の名称

水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（公設地方卸売市場）（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

水戸市（以下「本市」という。）は、令和2年7月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指す、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。

本業務は、公共施設へ電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備を導入することで、EVの普及を図るための利用環境の整備を行うことを目的とする。

### 3 業務の概要

本業務は、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む）（以下「EV充電設備等」という。）の整備について、本市が所有又は管理する施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。また、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 本市は、EV充電設備等の設置に必要な市有財産（地方自治法第238条第1項に規定する公有財産で本市の所有に属するものをいう）は、原則として、地方自治法第238条の4第2項第1号に基づき貸付けるものとする。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区画や利用状況を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう、EV充電設備等の規格及び規模を提案するものとする。ただし、急速充電器を一基以上含めるものとする。
- (3) 設置場所は、図面を参考に提案するものとする。
- (4) 本業務の実施に伴い、国の補助業務を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- (5) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金は、事業者が決定するものとする。ただし、周辺のEV充電設備等と著しく利用料金に乖離がある場合は、双方で協議の上決定する。
- (6) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、本市がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を本市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

### 4 EV充電設備等を設置する施設

水戸市公設地方卸売市場（水戸市青柳町4566）

施設の年間利用者数 約845,000人

### 5 業務の実施期間

#### (1) 設置可能期間

本業務におけるEV充電設備等の設置可能期間は、契約日から起算して2年とする。

(2) 利用開始時期

EV充電設備等の利用を開始する時期は、本市と事業者との協議により決定するものとする。

(3) 業務期間

業務期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して8年以上10年以内とし、業務期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、業務期間満了後の本業務の継続については、双方の協議によるものとする。

6 業務の実施に伴う条件等

- (1) EV充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV充電設備等の運用に係る一切を事業者の責任により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。
- (2) EV充電設備等が業務期間中に故障し、修繕ができない場合には、事業者が無償で交換するものとする。
- (3) EV充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) EV充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (5) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたり、事業者が本市との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。
- (7) 事業者は、EV充電設備等の利用開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに本市に連絡した上で対応し、その結果を本市に報告しなければならない。また、本市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (8) 事業者は、以下のことが生じた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
  - ア 施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合
  - イ EV充電設備等の整備及び管理に関する本市との合意事項（契約書等において定める事項）に適合しないことにより施設等に損害を与えた場合
  - ウ その他事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合
- (9) 事業者は、本業務を継続できなくなった場合は、本市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (10) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (11) 利用者の個人情報は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとるものとする。
- (12) EV充電設備等の整備にあたっては、別に本市と契約を締結するものとする。なお、当該契約は、地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び水戸市長期継続契約に関する条例第2条第5号に基づく長期継続契約とする。